

滞納処分対策の実例

報告者 司法書士 仲道宗弘（群馬）
（滞納処分対策全国会議 事務局次長）

実例

- 依頼者は、40代の独身男性Aさん。見た目は長髪ロッカー（？）風。
- 東京で生まれたが10代の終わりに家を出る。
- 関東各地で転居を繰り返し、フリーターや非正規雇用の時期が長い。
- 5年前まで東京都品川区で暮らしており、その際に国税等の滞納が合計207,600円あった。
- 2023年4月に私のもとを訪れる(彼女の紹介)。品川区から預金を差し押さえられたという。

実例

- Aさんの通帳を確認。4月14日に給料157,153円が振り込まれる。その同日の4月14日に預金残高157,943円全額が差し押さえられる。（通帳を参照）
- 4月15日に食料を支援。4月17日に品川区役所と交渉。
- 同日に、通知書、大阪高裁令和元年9月26日判決の判決文、国税庁令和2年1月31日徴徴6-2指示書をFAXした後に送付。

実例

- 4月21日、品川区から回答あり。品川区の言い分は以下の通り。
- 今回のように、給料が振り込まれた当日に預金全額を差し押さえるのが違法であるという判例があることは知っている。
- しかし、何度も連絡しても納付しないのだから、こうした差押えをせざるを得ない。
- それに、差押えはしたが取り立てはしていない。だから違法とは言えないのではないか。

実例

(品川区の言い分続き)

以下の条件を守れば、差押えは解除する。

- 国税徴収法76条1項で差押えが許された金額は差し押さえて取り立てる。
- Aさんの給与明細を送ってほしい。
- 添付した同意書を書いてほしい。

実例

当職の対応

- 国税徴収法76条1項で許された差押え金額の差押えはやむを得ない。（単身者の場合、手取り額から約10万円を差し引いた金額）
- 給与明細を送ることも同意する。
- しかし、同意書に署名することは拒否する。

国税徴収法76条（給与の差押禁止）

- 5 第一項、第二項及び前項の規定は、滞納者の承諾があるときは適用しない

実例

- Aさんの手取り給与は月額約150,000円。同意書に記載された金額は毎月40,000円の差押えである。差額は約110,000円で、ここからアパートの賃料45,000円を引くと、残額は70,000円を下回る。これは、群馬県伊勢崎市の生活保護の生活扶助費に満たない金額である。
最低限度の生活を下回る金額での生活を強いられる。
- 国税徴収法76条5項の承諾は本人が任意でしなければならず、役所が強要することは許されない。違法な差押えを行っていながら、こうした条件を提示して承諾を強要するなど言語道断。

実例

- 役所の言い分「取り立てをしていない」について預金通帳をみれば、「差押 157,943円」と記載。残高が0円なので、取り立てられたのではないか？
- 品川区役所の主張は「銀行が内部処理をしただけ」預金口座の差押えがされた場合は、金融機関は一般に差押え口と呼ばれる「別段預金」としてこれを管理する。
- 先に挙げた国税庁令和2年1月31日徴徴6-2も、取立ては差押えから10日間程度の間隔を置いて行うことと記載している。（3 その他留意事項）

実例

後日談

- 結局、銀行の別段口座からAさんの普通預金口座に約10万円が戻されたが、それは4月28日のことだった。
- Aさんは差押えにより家賃を滞納し、転居を余儀なくされた。
- 職場も変わり、いまも品川区から少しずつ納付を求められているが、わずかな額の分納しかできない状況である。
- Aさんはこの件で精神的苦痛を被ったとして、慰謝料の支払いを求めたいと言っている。

まとめ

- 差押え禁止財産が預金口座に入金されるとすぐに預金として差し押さえる手法は一時期数多くみられた。その後、令和元年9月26日大阪高裁判決が出たことでずいぶん減った感があるが、いまだに行われている。
- こうした差押えがされたら相談を受けたら、通知書とともに上記大阪高裁判決の判決文、そして国税庁令和2年1月31日徴徴6-2指示書を役所に送り、すぐに差押えを解除するように求める。
- 役所は差押えを契機に差押えの承諾書(同意書)を書かせようとするが、真に本人が承諾しない限り拒んだほうがよい。

判例

1 . 広島高裁松江支部平成25年11月27日判決

児童手当が預金口座に振り込まれてから9分後に鳥取県が預金として差押えた事案。

2 . 前橋地裁平成30年1月31日判決

給与が預金口座に振り込まれたその日に給与全額に相当する金額を前橋市が差押えた事案。（https://lg-law.jp/document/document_judgment.html）

3 . 大阪高裁令和元年9月26日判決

給与が預金口座に振り込まれた2日後に滞納税に相当する金額を国（税務署）が差押えた事案。（https://lg-law.jp/document/document_judgment.html）

4 . 仙台地裁令和3年1月6日（和解）

（<https://senben.org/archives/8920>）